平成２６年（フ）第１１４号
滋賀県彦根市城町２丁目６番４号、前住所滋賀県米原市岩脇366番地28
債務者　栗本　かな
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１１８号
滋賀県蒲生郡日野町松尾４丁目10番地スカイハイツ２―102号
債務者　西岡　弘美
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第８８号
鳥取県米子市上福原４丁目１番43号コーポ水谷202号
債務者　長澤　和男
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１２２号
山口県下関市神田町１丁目４番７号
債務者　木村貴文こと　姜　　貴文
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
宮崎県西都市大字南方2135番地１
債務者　橋口　豈祝
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３４号
宮崎市田野町甲2731番地17
債務者　松尾　麻希
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３８号
宮崎市大塚町宮田2856番地３　メゾン原田Ⅱ203号
債務者　河野こずえ
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８３号
福島県郡山市昭和１丁目４番32号　コーポ藤川103号
債務者　柳沼　秋二
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４４５号
北九州市小倉南区徳吉東１丁目15番15―101号
債務者　田端　真紀（旧姓今浪）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１４３７号
名古屋市天白区池場５丁目1211番地　三鈴荘102号
債務者　服部　　恵
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６号
広島県福山市駅家町大字万能倉629番地４110
債務者　馬越　信二
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２２４号
佐賀県神埼市神埼町姉川1678番地５
債務者　三好　晴美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
佐賀市西与賀町大字厘外732番地16
債務者　荒尾　春美
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
山口県下松市桜町２丁目11番６号　コーポ法蓮寺Ｂ号
債務者　丁田　満幸
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第４６号
大分県中津市大字下宮永300番地１　第二平成コーポＡ―203
債務者　木谷　修二
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月17日午後２時20分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２４３号
横浜市泉区下和泉１丁目11番６　ＳＫハイツ第８―107、住民票上の住所神奈川県藤沢市長後917番地の３
債務者　小玉　記通
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部